

会報

2024年8月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「寄与分」です。

寄与分という言葉聞いたことがある方も多いと思います。例えば親のめんどうを長年みて来た兄は、相続の時に他の兄弟よりも多くをもらうというものです。遺産分割協議でそのように合意できればそのまま実現されます。しかし、合意できない場合には、最終的には裁判所で決めることになると思います。

では、どのような場合でもこの寄与分が認められるかというと、そうでもありません。被相続人の財産の維持や増加に大きく貢献したことが認められなければなりません。親子、夫婦、兄弟姉妹間には互いに助け合う義務がありますので、その範囲に入る場合には認められません。寄与分が認められるためには、通常の家関係で期待される程度を超えるものであることが必要になります。ですから、時々親の家に来て手伝いをしていたとか、入院の世話をしたとかという程度では認められないでしょう。この寄与分の制度を定めている民法904条の2の条文で、寄与分が認められる者を「特別の寄与をした者」と規定していますが、この「特別の」がミソです。

寄与分が認められた場合の計算方法は次のようになります。例えば、兄弟2人が相続人で、遺産が2000万円、兄に200万円の寄与分が認められたとします。この場合、まず2000万円から200万円を引き算し、1800万円となります。これを2で割って900万円となります。弟はこの900万円を受け取ります。一方、兄の方は900万円+200万円=1100万円を受け取ります。これで合計2000万円となるわけです。

相続人の家族、例えば長男の嫁などが親の面倒を見たという場合には、特別寄与料というものが認められる場合があります。これは遺産から受け取るのではなく、相続人に対して請求するものです。ただし、相続税の対象にはなりませんので注意が必要です。

相続人に対してであろうと、そのお嫁さんに対してであろうと、遺言書にしっかり書いておけば、寄与分や特別寄与料を渡すことはできます。遺言書がない場合には、兄弟間で遺産分割協議書を作らなければなりませんので、寄与分や特別寄与料を認めるかどうか、認めるとしてその額はいくらかという点について、簡単には話しが付きません。これがわだかまりとなり、不仲の原因にもなってしまいます。ですから、親は自分の考えをしっかりと固めて、遺言書を残すことが強く勧められます。その際には、家族会議を開き、親が子供たちに自分の考えを伝えて置きましょう。そうすることで、子供の納得感が強まります。子供から親に対して、相続はこうしてくれという話しはなかなかされませんので、親の方から子供たちにすることが大切です。